

3日獣発第321号  
令和4年4月吉日

地方獣医師会会长 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

## 改正動物愛護管理法に基づくマイクロチップの登録に係る 普及啓発資料の送付について

この度、令和4年6月1日から施行される動物愛護管理法に基づくマイクロチップの登録に係る普及啓発資料を作成したので、お送りします。つきましては、より多くの方々に改正動物愛護管理法に基づくマイクロチップの登録への周知をいただきますよう、広報につきまして特段のご配慮を賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

本ポスター及びリーフレットにつきましては、日本獣医師会雑誌に同封するとともに、都道府県、政令市及び中核市、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本動物福祉協会、ほか関連団体にも送付していることを申し添えます。

### 本件内容の問合せ先

日本獣医師会担当：蓑島・本田・中村・松岡  
TEL 03-3475-1601

## 犬や猫を購入した際の手続方法

### オンラインによる変更登録の申請（飼い主が変更になった場合）

※オンラインによる申請が困難な場合は、以下の問い合わせ窓口までご相談ください。

#### ①書類の準備

マイクロチップの  
識別番号及び暗証記号

登録証明書

前の飼い主から犬や  
猫と一緒に渡される  
登録証明書に記載  
されています。

#### ②オンラインで申請

パソコン又はスマートフォンから、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトにアクセス。ガイドに従い必要事項を記入してください。

#### ③手数料のお支払い

変更登録の手数料：300円/回

お支払い方法：クレジットカード決済、  
又はバーコード決済

登録はこちらから



令和4年6月1日から  
利用できます  
<https://reg.mc.env.go.jp>

#### ④登録証明書のダウンロード

画面に表示される「登録証明書」をダウンロードして、  
大切に保管してください。

住所や氏名、電話番号が変更になった場合や、犬や猫が亡くなった場合も届出が必要です。  
詳しくは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトをご確認ください。

マイクロチップ情報登録 お問い合わせ窓口

TEL:03-6384-5320

E-mail : [info@mc.env.go.jp](mailto:info@mc.env.go.jp)

犬と猫のマイクロチップ情報登録  
環境大臣指定登録機関  
公益社団法人 日本獣医師会

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館 23階

詳しくは  
こちらから

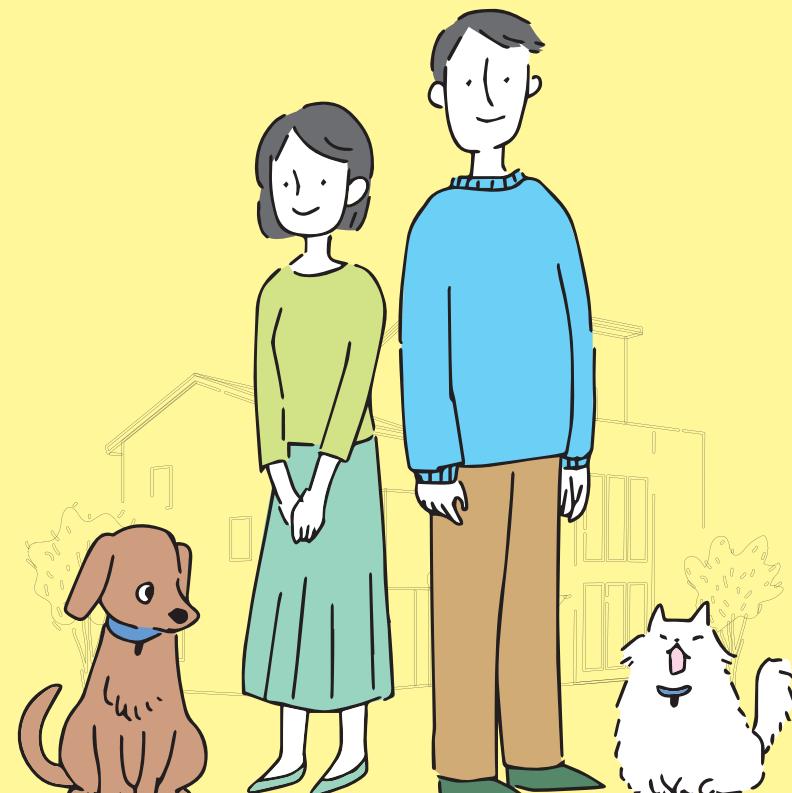


令和4年5月31日まで  
の準備サイト



令和4年6月1日から  
利用できます

# 購入した犬や猫の マイクロチップ情報の登録が 義務になります



# 犬や猫を家族に迎えたら マイクロチップ情報の変更登録をしましょう

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名、電話番号を変更登録する必要があります。

原寸大の  
マイクロチップ



## マイクロチップとは？

マイクロチップは、直径 1.4mm、長さ 8.2mm 程度の円筒形の小さな電子標識器具です。電池の交換の必要はありません。

マイクロチップには世界で唯一の 15 桁の数字が記録されています。皮下に装着されたマイクロチップの番号は、専用のリーダー（読み取器）で読み取ることができます。

犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害、盗難や事故によって、飼い主と離ればなれになったときに、保護された犬や猫のマイクロチップの番号を専用のリーダーで読み取ります。その番号からデータベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主に連絡することができます。



## マイクロチップ情報の 変更登録をしてください

マイクロチップを装着した犬や猫を迎え入れた飼い主は、ご自身が飼育する動物として、所有者情報を変更するための登録を行わなくてはなりません。変更登録の手続は、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えます。



### 登録証明書を大切に！

登録後に交付される登録証明書は、次回手続の際に必要となりますので大切に保管してください。

## 犬や猫の飼い主向けの Q&A

### Q 装着による害はないのですか？

日本獣医師会では、これまで20年以上にわたりマイクロチップの登録事業を行っており、国内でも既に装着の実績が多数あります。これまでの実績から、副作用による障害は、ほとんど報告されていません。

### Q ペットショップ以外から入手した、 又は以前から飼っている犬や猫に 装着の義務はありますか？

義務ではありませんが、犬や猫が迷子になった場合などにマイクロチップが装着されていると飼い主のもとへ戻る確率が高まります。できるだけ装着と登録をお願いします。

### Q 引っ越しで住所や電話番号が 変わったら、登録の変更は必要ですか？

住所や電話番号、結婚して姓が変わった場合など、飼い主の情報に変更が生じた場合は、30日以内に登録事項の変更の届出を行ってください。

### Q 既に登録されている犬や猫を譲渡する場合は、どのようなことに気をつけたらいいですか？

登録時にダウンロードした「登録証明書」を犬や猫と一緒に新しい飼い主に渡し、新しい飼い主に変更登録をするよう促してください。

# 購入した犬や猫の マイクロチップ情報の登録が 義務になります

犬や猫を  
家族に迎えたら  
マイクロチップ情報の  
登録をしましょう

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名を登録する必要があります。

また、他者から犬や猫を譲り受けた時にはできる限りマイクロチップを装着し、忘れずに登録をしましょう。



## マイクロチップって？

直径1.4mm×長さ8.2mm程度の円筒形で、世界で唯一の15桁の数字が記録された電子標識器具です。この番号を使用して、所有者の情報を登録することで、ペットが迷子になったり災害時にはぐれてしまったりしても、身元を確認することができます。



マイクロチップ(見本)

## マイクロチップ情報の登録及びお問い合わせはこち

犬と猫のマイクロチップ情報登録  
環境大臣指定登録機関  
公益社団法人日本獣医師会

TEL: 03-6384-5320 Eメール: info@mc.env.go.jp

登録は「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトへ



令和4年5月31日まで  
の準備サイト



令和4年6月1日から  
利用できます